

出願者は仮保護期間中に、出願品種を利用する者に対して、利用料に相当する補償金を請求することができるようになります（種苗法14条。相手方への警告と、品種登録後であることが要件です。）。

品種登録出願中（仮保護期間中）の利用許諾契約の性質を説明するとしたら、出願人が将来の補償金請求の可能性を背景にして、出願品種の利用条件を定め、たうえで利用を認める契約とすることができるでしょう。

一方、仮保護期間中は、品種の利用に対して差し止めを求めることはできません。

ちなみに、現在国会で審議中の「種苗法の一部を改正する法律案」では、一定の要件の下で、品種登録出願中の海外流出（輸出）に対する差し止めが可能となります。

今後の法改正の動向に注目しましょう。

質問者：

では、品種登録出願中（登録前）の利用許諾契約では、どのような点に注意すればよいでしょうか。

弁護士：

登録前の利用許諾では、育成者権の取得が未確定であることを念頭に置くことが望まれます。出願中の品種は法律による保護が限定的であるため、契約等によって品種の適切な管理を行う必要性が高い点も、見逃せません。

一例としては、出願放棄、取下げ、却下、拒絶の際の取扱いについて、許諾契約書で取り決めをしておくことが挙げられます。

これらの事項が発生した場合でも、それまでに支払われたライセンス料は返還しない旨を規定しておくことが考えられます。

また、品種の利用者に対する注意喚起の観点から、「品種登録出願中（出願公表中）」という表示を種苗や包装に付す旨を、規定することも考えられます。

これに加えて、海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限を届け出ている場合には、その旨を表示するように規定してもよいでしょう。

なお、登録品種については品種登録表示が義務化されていますが、出願中の品種について上述のような表示をすることは、特に問題ないとする見解が農林水産省から示されています。

品種の利用方針に応じて、種苗を自由流通させないことや、種苗を第三者に譲渡しないこと等の遵守事項を定めたり、栽培や取引に関する記録の保存や提出等を定めたりするなど、意図しない者による栽培や流通を、当事者間の契約によって対応することが必要です。

普及方針や望ましい利用態様をしっかりと検討したうえ、許諾する利用の範囲を適切に設定することも重要です。

単純に「品種の利用を許諾する」とだけ規定し、必要な範囲を超えて設定されているケースを、よく見かけます。場合によっては、許諾契約とは別の契約類型（例えば試験栽培契約など）を選択することも、検討してよいでしょう。

その他、細かいところになりますが、不正確な用語（未登録の品種に対して「通常利用権を許諾する」など）が用いられているケースや、登録されたときに通常利用権を許諾する旨の規定が欠けているケース（特許法では仮通常実施権や、登録時には通常実施権を許諾されたとみなす規定がありますが、種苗法にはこれらに対応する規定がありません。）も、よく見られます。

以上の事項は、品種登録された品種の許諾契約において検討すべき事項と、多くが重なります。だからといって、品種登録された品種の許諾契約を微調整して、安易に転用することは疑問です。

品種登録出願中（登録前）の品種は種苗法による保護が限定的であることからすると、より慎重な検討と対策が望まれます。

参考：農林水産省「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和8年3月改定）」162頁

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>

農林水産省「品種登録制度と育成者権」（令和4年4月版）4頁

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/ikuseisyaken_hogo/attach/pdf/ikuseisyaken_hogo-58.pdf

農林水産省「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントQ & A」
問7

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-3.pdf>

農林水産省「改正種苗法に関するQ & A（未定稿）」（令和3年4月版） 質問43、45、74

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-43.pdf>

<次回の配信予定>

テーマ：共同研究契約における留意点

配信時期：6月24日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。